

船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○ 船舶の所有者等の責任の制限に関する法律(昭和五十年法律第九十四号)

改正案	現行
(責任の限度額等) 第七条 前条第一項又は第二項に規定する責任の制限の場合における責任の限度額は、次のとおりとする。 一 責任を制限しようとする債権が物の損害に関する債権のみである場合においては、船舶のトン数に应じて、次に定めるところにより算出した金額。ただし、百トンに満たない木船については、一単位の五十万七千三百六十倍の金額とする。 イ 二千トン以下の船舶にあつては、一単位の百五十一万倍の金額 ロ 二千トンを超える船舶にあつては、イの金額に、二千トンを超え三万トンまでの部分については一トンにつき一単位の六百四倍を、三万トンを超え七万トンまでの部分については一トンにつき一単位の四百五十三倍を、七万トンを超える部分については一トンにつき一単位の三百二倍を乗じて得た金額を加えた金額 二 その他の場合においては、船舶のトン数に应じて、次に定めるところにより算出した金額	(責任の限度額等) 第七条 前条第一項又は第二項に規定する責任の制限の場合における責任の限度額は、次のとおりとする。 一 責任を制限しようとする債権が物の損害に関する債権のみである場合においては、船舶のトン数に应じて、次に定めるところにより算出した金額。ただし、百トンに満たない木船については、一単位の三十三万六千倍の金額とする。 イ 二千トン以下の船舶にあつては、一単位の百万倍の金額 ロ 二千トンを超える船舶にあつては、イの金額に、二千トンを超え三万トンまでの部分については一トンにつき一単位の四百倍を、三万トンを超え七万トンまでの部分については一トンにつき一単位の三百倍を、七万トンを超える部分については一トンにつき一単位の二百倍を乗じて得た金額を加えた金額 二 その他の場合においては、船舶のトン数に应じて、次に定めるところにより算出した金額

イ 二千トン以下の船舶にあつては、一単位の下四百五十三万倍の金額	ロ 二千トンを超える船舶にあつては、イの金額に、二千トンを超え三万トンまでの部分については一トンにつき一単位の下千八百十二倍を、三万トンを超え七万トンまでの部分については一トンにつき一単位の下千三百五十九倍を、七万トンを超える部分については一トンにつき一単位の下九百六倍を乗じて得た金額を加えた金額	2 (略)	3 前条第三項に規定する責任の制限の場合における責任の限度額は、次のとおりとする。	、 一 責任を制限しようとする債権が物の損害に関する債権のみである場合においては、一単位の下百五十一万倍の金額	二 その他の場合においては、一単位の下四百五十三万倍の金額	4 (略)	5 (略)
イ 二千トン以下の船舶にあつては、一単位の下三百万倍の金額	ロ 二千トンを超える船舶にあつては、イの金額に、二千トンを超え三万トンまでの部分については一トンにつき一単位の下二百倍を、三万トンを超え七万トンまでの部分については一トンにつき一単位の下九百倍を、七万トンを超える部分については一トンにつき一単位の下六百倍を乗じて得た金額を加えた金額	2 (略)	3 前条第三項に規定する責任の制限の場合における責任の限度額は、次のとおりとする。	、 一 責任を制限しようとする債権が物の損害に関する債権のみである場合においては、一単位の下百万倍の金額	二 その他の場合においては、一単位の下三百万倍の金額	4 (略)	5 (略)